

令和3年度沖縄型グローバル産業人材育成事業委託業務

番号	公募要領等の項目	質問事項	受付日	回答
1	募集要項の項目等	<p>本事業における海外展開の定義についてご教示ください。</p> <p>海外展開という言葉の響きがどうしても、海外進出や輸出のようなアウトバウンド型をイメージしてしまいます。しかし、県内の現状をみるとアウトバウンド型よりもインバウンド型がメインであり、さらに最近では、外国人雇用も増加し県内企業の日常業務においても海外がより身近になっており、海外展開よりも、業務もしくは事業のグローバル化のほうが現状に合った表現のような気がします。そのため、本事業で対象とする海外展開が具体的にどのようなことを指しているのか（対象とする範囲）ご教示お願いします。</p> <p>ちなみに現行のグローバル産業人材育成事業で定義する海外展開は以下の通りです。</p> <p>①海外での事業展開や販路開拓 ②海外からの物・サービスの輸入 ③外国企業との取引や業務提携 ④外国人観光客への物・サービスの販売・提供（しています）。</p>	3月2日	<p>本事業では、「モノやサービス等を「沖縄から海外へ事業展開する」という側面と外国人対応の観光誘客など「海外から沖縄へ展開する」という側面を包括していると考えており、県内企業等がこれらの海外展開にあたり必要な高度産業人材の育成を目的とした研修に対するハンズオン支援や補助支援及び各種セミナー等を実施するものです。</p> <p>このことを踏まえ、海外展開のための人材育成事業であることを前提に、仕様書に記載のとおり、海外展開計画立案や新事業としてのスタートアップ、市場開拓等に加え、越境ECや現地人材・人材確保等も含め幅広く捉えています。</p> <p>④現地人事・人材確保 ⑤市場開拓 ⑥越境EC ⑦マーケティング ⑧販路拡大戦略等、幅広い展開の定義となっております。</p>
2	仕様書7 委託業務の内容 (1) 補助事業者の公募、選定、成果報告書の実施に関する こと (i) 企画提案研修の実施件数	<p>実施件数34件は県内企業からの申請件数を指しますか。</p> <p>170人（事前・事後研修の件数及び参加者を含む）の考え方を教えてください。</p> <p>事前、事後研修は案件ごとの研修になりますか？それとも、全ての申請者向けに全体的に実施する事前・事後研修となりますか。</p>	3月2日	<p>実施件数については、案件ごとの研修になります。例えば、県内企業が本事業を活用したOJT派遣や招聘等の本研修を行うにあたって、事前に社内等で研修した場合と事後に、研修効果を波及するため社内等で研修した場合は実施件数を3回（事前研修・本研修・事後研修）と数え、これらの研修参加者の合計で170人を目標値とします。</p>
3	仕様書7 委託業務の内容 (2) 集合研修（セミナー）の 企画、開催に関する こと (i) セミナーテーマ	<p>セミナーのテーマは「観光×物産×IT」となっておりますが、10回のセミナー全てでこのテーマと絡めた内容をする必要がありますでしょうか。</p>	3月2日	<p>「観光×物産×IT」が本セミナーのテーマですが、民間企業等のニーズに応じて、「物産×IT」や「観光×IT」等の2分野の複合型でも構いません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による深刻な経済的影響が及ぶことから、例えば、IT技術やノウハウの導入により越境ECや観光誘客を図るなど、分野横断的セミナー実施により高度産業人材の育成が必要だと考えております。</p>
4	仕様書7 委託業務の内容 (3) 補助事業者の支援に関する こと (i) 専門家謝金の委託費と補助金の区別	<p>補助事業者の研修内容について、委託先から専門的な助言をするとありますが、補助金申請前の研修プログラム策定時に申請案件に特化した専門家の助言を依頼したい場合、委託費からの謝金支出は可能でしょうか？また、申請後、同じ専門家に助言を依頼する場合は、補助金から謝金を支出することになりますか？専門家に対する謝金の委託費と補助金の区別があればご教示ください。</p>	3月2日	<p>基本的に補助事業者への研修計画、提案に対する専門的な助言、研修先や講師等の紹介等に関しては、委託先において実施し得るものと考えております。補助先決定後、委託費又は補助金いずれにおいても、謝金による支出は区分できると考えておりますが、正式には委託者とも調整のうえ、交付要綱等を整備する中において決定してまいります。</p>
5	仕様書7 委託業務の内容 (3) 補助事業者の支援に関する こと (ii) 補助金の対象経費	<p>補助金では、どのような経費を補助するのでしょうか？事業スキーム図の企業提案型研修とありますが、講師によるプログラム提供、専門家によるハンズオンとあります。これらの費用は補助金で支援されるのでしょうか？</p>	3月2日	<p>補助金の対象経費としては、OJT派遣等の本研修における交通費や宿泊費のほか、事前・事後研修及び招へいに伴う交通費や宿泊費、専門家謝金、通訳料等が想定されますが、正式には委託者とも調整のうえ、交付要綱等を整備する中において決定してまいります。</p>
6	仕様書7 委託業務の内容 (3) 補助事業者の支援に関する こと (iii) 補助金の研修期間	<p>これまでOJT派遣であれば、1か月以上、招聘は3日以上3か月以内等研修期間の制限がありました。本事業では、企画提案型ということなので、研修期間も制限はなく企業の提案次第ということになりますか。</p>	3月2日	<p>事業者の企画提案を踏まえつつ、OJT派遣等の本研修の他、事前・事後研修を含め、より効果的・効率的に実施すべき期間を受託者による側面支援を行いながら設定していくこととなります。</p>